

## 【資料3】

### 若手アーティスト等活動支援・担い手育成事業（映像分野） 業務委託に係る企画提案競技審査要領

#### 1 目的

この審査要領は、若手アーティスト等活動支援・担い手育成事業（映像分野）業務委託に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

#### 2 審査会

- (1) 審査の公平性を確保するため、審査会による審査を行う。
- (2) 審査会の構成員は、次の3名とする。
  - ・秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長
  - ・秋田県地域づくり推進課長
  - ・秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課政策監
- (3) 審査会は、非公開とする。
- (4) 審査会の事務局は、秋田県観光文化スポーツ部文化振興課に置く。

#### 3 審査の実施方法

- (1) 審査は、企画提案競技の参加資格の認定を受けた者から提出された企画提案書に基づき実施する。
- (2) 審査は、別表の審査票（審査基準）に基づき、評価項目の内容について5段階評価し、係数を乗じた評価点とする。
- (3) 各審査員の評価結果を集計し、平均点が最も高い参加者を委託候補者に選定する。
- (4) 各審査員の評価点の平均点が60点未満の場合は、最高点であっても委託候補者には選定しない。
- (5) (3) で最高点の参加者が複数となった場合は、審査員の合議により委託候補者を選定する。
- (6) 積算内訳書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、評価しない。

#### 4 審査結果の通知

審査終了後、参加者に対し審査結果を通知する。